

消費者契約法に係る裁判事例の考察 (主として資料4-1、4-2の裁判事例)

資料4-1、4-2を踏まえ、消費者契約法に係る裁判事例を分析したところ、以下のような考察が得られた。本資料では、分析の対象は、資料4-1、4-2における裁判事例を主とするものであるが、資料2及び3並びにこれまでの検討会で出された事例にも適宜言及する場合がある。

なお、第5回現在の途中経過であり、引き続き、裁判事例の収集・分析を行っていく。

1. 消費者概念

消費者概念が争われた事例については、①「個人事業者の消費者性」に関するものと、②「法人その他の団体」が当事者間の情報及び交渉力の格差等を理由として、「消費者」に当たるか否か、あるいは、消費者契約法の類推適用が認められるか否か、すなわち、「法人その他団体の消費者性」に関するものの大きく2つの傾向が見られた。

まず、①「個人事業者の消費者性」に関する事例として、以下のものがある。

- ・ 投資目的不動産売買において、個人の消費者性肯定を前提とした事例【26】
- ・ 開業準備段階の契約締結について、個人の消費者性を否定した事例【12】
- ・ 弁護士が弁護士業務を行う事務所に供する目的で契約締結した賃貸借契約について、原告の弁護士としての活動実績や、実際に当該契約の締結時に賃料等の交渉を行っていた事実を踏まえて、消費者契約法の類推適用を否定した事例【47】

次に、②「法人その他の団体の消費者性」に関する事例として、以下のものがある。

- ・ 管理組合について、いわば個人の集まりであるとして消費者性を主張したが、否定された事例【40】
- ・ 当事者間の情報及び交渉力の格差を理由に消費者契約法の類推適用が主張されたが、否定された事例【27（株式会社）、41（個人）】

※ 【27】は、当事者間の情報及び交渉力に格差があることを認めた上で、消費者性を否定している。

- ・ 権利能力なき社団について、「消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できない」として、消費者性を肯定した例（東京地裁平成 23 年 11 月 17 日判決（資料 3 の【20】））

これらの裁判例を考察すると、個別事案における当事者間の実質的な格差に着目して消費者性を判断する裁判例もなくはないが、裁判例の大半においては、実質的な格差が存するか否かにかかわらず、消費者契約法の文言の通り、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。）」は消費者とし、「法人その他の団体又は事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」であれば、事業者とする運用がされているものと考えられる。

2. 不実告知

不実告知に関し、「事実と異なること」とは、「真実または真正でないことをいう」とされるが（消費者庁「逐条解説 消費者契約法（第 2 版）」108 頁）、契約目的物の性質から、客観的な市場価値とは異なる主観的価値を基準とし、不実告知を否定した事例がある【10】。他方、骨董品売買のように、その契約の性質上、目的物に係る説明が必ずしも客観的事実と合致しない可能性が見込まれているとも考えられる場合において、目的物の製造時期に関する売主の説明が購入後の鑑定結果と異なることをもって、不実告知に当たるとされた事例がある【52】。

3. 不利益事実の不告知

不利益事実の不告知については、その成立要件には、先行行為要件、不告知要件、故意要件が定められているものの、必ずしも各要件を言及することなく、一部の要件のみに言及して適用を認める事例や、個々の要件には言及せずに全体として概括的な検討を行って適用を認めた事例が散見される。

例えば、故意要件については、言及しないか、単に故意があるとの結論のみを示す事例、消費者が誤認していることを事業者が認識し得たはずであることから故意を認定した事例がある。

- ・ 事業者の利益告知により消費者が誤信することが無理もないことをもって、事業者の故意を認定した事例【26】

- ・ 不利益事実を消費者が知らなかったことについて、事業者が認識し得たはずであるから故意があるとした事例（神戸簡裁平成 14 年 3 月 12 日判決（第 3 回資料 3 の【M29】））
- ・ 故意が認められるとの結論のみ述べる事例（大阪地裁平成 23 年 3 月 4 日（第 3 回資料 3 の【M25】）、東京地裁平成 22 年 2 月 25 日判決（第 3 回資料 3 の【M26】））
- ・ 故意要件に言及がない事例（東京地裁平成 20 年 10 月 15 日判決（資料 3 の【M24】）、神戸地裁姫路支部平成 18 年 12 月 28 日判決（第 3 回資料 3 の【M28】））

また、先行行為要件については、言及しない事例も見受けられる（福井地裁平成 22 年 2 月 4 日判決（第 3 回資料 3 の【M21】）、小林簡裁平成 18 年 3 月 22 日判決（第 3 回資料 3 の【M23】、平成 23 年 3 月 4 日（第 3 回資料 3 の【M25】）））。

4. 第 9 条第 1 号関係

第 9 条第 1 号関係については、「平均的な損害の額」を超えるか否かが争点となる事例が大半であるが、そのほか、「平均的な損害の額」を超えるか否かの立証責任の在り方に関する事例や、「解除に伴」わない損害賠償額の予定に関する条項への適用の可否が争われた事例が見られた。

まず、「平均的な損害の額」を超えるか否かについては、いわゆる学納金返還請求事例が多くみられるが、平成 18 年最高裁判決（最高裁判所平成 18 年 12 月 22 日判決（資料 3 の【2】））以降は、概ね最高裁判決の示した規範に則った判断がされている【13、24】。平成 18 年最高裁判決においては、平均的損害の額について、一般に大学は、入学試験に合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行って在学契約等を締結した後にこれを解除しあるいは失効させる者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定するなどし、また、補欠合格等によって入学者を補充するなどの措置を講じていることを指摘し、当該解除が織り込み済みといえる（解除されないことが客観的に高い蓋然性を持って予測される時点よりも前の解除である）場合には、原則として平均的な損害は生じないとしている。その後の裁判例には、平均的な損害の額を判断するに当たり、中途解約があった場合の利益の補完手段等の有無を考慮している事例がある【8、15】。

なお、個々の事案における平均的な損害の内容は、当該契約に応じて定まる

ものであるため、一概に論じることはできないが、ここでいう「損害」とは、債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法第 416 条を前提としてその内容を定型化するという意義を有するものであるとして、いわゆる相当因果関係の範囲内の損害をいうと判示した事例がある（京都地裁平成 24 年 7 月 19 日判決（資料 3 の【24】））。

次に、「平均的な損害の額」を超えるか否かの立証責任については、上記最高裁判例において、基本的には消費者が負うべき旨判示されている（「事実上の推定が働く余地があるとしても」とし、事実上の推定が働く余地を残すものと考えられる。）。

なお、上記最高裁判例以前には、事業者の平均的な損害を消費者が入手可能な情報及び証拠に基づいて損害計算することは困難であるなどとして、立証責任は事業者にあるとする下級審判例（東京地裁平成 15 年 10 月 23 日判決（資料 3 の【11】）、大阪地裁平成 15 年 10 月 6 日判決（資料 3 の【10】）、京都地裁平成 15 年 7 月 16 日判決（資料 3 の【7】））や、消費者に立証責任を認めつつ、消費者保護という立法趣旨を没却する結果となることがないように、必要に応じて何らかの方策を採ることが検討されるべき旨言及した事例（横浜地裁平成 17 年 4 月 28 日判決（資料 3 の【13】）、消費者に立証責任を認めつつ、一応の推計に基づく主張がされた場合は、事業者側が反証しない限り、消費者の主張する額が平均的な損害の額となるとする事例があった（東京地裁平成 18 年 6 月 27 日判決（資料 3 の【15】））。

また、解除に伴わない損害賠償額の予定に関する事例において、解除に伴うものではないことから第 9 条第 1 号の適用を否定した事例がある【6】。

このほか、平均的な損害の額を考えるにあたり、消費者契約法は、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ」としているところ、その区分について、原則として契約条項にある区分に従うべきことを判示した裁判例が見られた【2、8、18】。他方で、裁判所によって区分が設定された事例もある（京都地裁平成 24 年 7 月 19 日判決（資料 3 の【24】））。

5. 第10条関係

第10条については、前段要件と後段要件が規定されているところ、適用を肯定する場合には、各要件をそれぞれ判断する事例【18、19、28 ほか】、前段要件と後段要件を明確に区別せずに判断する事例【45】、後段要件のみで判断する事例【46】がある一方、適用を否定する例では後段要件のみを判断する事例が多くみられる【45】。また、前段要件の「任意規定」について、平成23年最高裁判例は「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当」とするところ、同様の判示をする下級審裁判例がある【28、39、50】。

ここで、後段要件の判断において考慮される要素については、以下のようなものがある。

- ・ 条項の一般性（一般に行われている、当該地域でも受け入れられている）、条項による事業者の利益、内容の合理性、消費者の認識【39】
- ・ 条項の一般性（従来適法なものとして扱われていた、当該条項がある場合があることが公知の事実である）、内容の合理性、記載の明確性（一義的かつ具体的に記載）、明確な合意の存在などを踏まえて、当事者の看過し得ない格差の有無【28】
- ・ 条項による事業者の利益、条項による消費者の不利益、内容の合理性、条項が適用される場面の合理性（消費者が不履行をした場合）（東京地裁平成24年7月5日判決（資料3の【23】））

このほか、合意成立過程を考慮する事例【5、36（一切の事情と明示）、44、45】、当該条項が適切に行使される体制・実績の有無（すなわち、契約締結後の事情）を考慮する事例【20】、当該条項が契約締結に与える影響を考慮する事例【51】が見受けられた。